

中国の新「石油製品市場管理法」 ——WTO 加盟時に約束した石油市場の開放

計量分析ユニット需給分析・予測グループ 主任研究員

しん ちゅうげん
沈 中 元 Shen Zhongyuan

2001 年末に中国が WTO に加盟した際に約束した 5 年後の石油市場の開放はその期限を迎えた。中国商務部は 12 月 7 日、政令に当たる石油市場の新しい「石油製品市場管理法」と「原油市場管理法」を公表した。

本稿と次稿はその全貌を提供する。また、内容が正確に把握されることと、実務上中国語の固有名称が必要であることを考慮し、日本語版と中国語を左右併記した。

日本語版	中国語版
「公表部門」商務部 「公表政令番号」商務部令 2006 年第 23 号 「公表日付」2006-12-04 「実施日付」2007-01-01 「石油製品市場管理法」は 2006 年 12 月 4 日に商務部指導部の全員賛成で通過し、ここで公表し、2007 年 1 月 1 日から施行する。 部長：薄熙来 二〇〇六年十二月四日 石油製品市場管理法 第 1 章 総則 第一条 石油製品市場の監督・管理を強化し、石油製品の経営行為を規範化し、石油製品市場の秩序を維持し、石油製品の経営者と消費者の合法的權益を保護するため、「国务院が行政審査保留必需項目に行政許可を設定する決定」（国务院令第 412 号）と関連の法律、行政法規に基づいて本法を制定する。	【发布单位】商务部 【发布文号】商务部令 2006 年第 23 号 【发布日期】2006-12-04 【实施日期】2007-01-01 《成品油市场管理办法》已于 2006 年 12 月 4 日经商务部部领导一致同意通过，现予以公布，自 2007 年 1 月 1 日起施行。 部长：薄熙来 二〇〇六年十二月四日 成品油市场管理办法 第一章 总则 第一条 为加强成品油市场监督管理，规范成品油经营行为，维护成品油市场秩序，保护成品油经营者和消费者的合法权益，根据《国务院对确需保留的行政审批项目设定行政许可的决定》（国务院令第 412 号）和有关法律、行政法规，制定本办法。

第二条 中華人民共和国の境界内で石油製品の卸売り、小売り、倉庫貯蔵の経営活動に従事する事業者は、関連法律・法規と本法を守らなければならない。 第三条 国家は石油製品の経営に対して許可制を実施する。 商務部は石油製品市場の管理の法律・法規を起草し、部門の規則を策定と実施し、法律に基づいて全国の石油製品の市場に対して監督・管理を行う。 省、自治区、直轄市および計画上独立市の人民政府の商務主管部門（以下が省クラスの人民政府の商務主管部門と略称する）は管轄区域内の給油スタンドと倉庫貯蔵業界の発展計画を制定し、管轄区域内の石油製品の経営活動の監督・管理を組織・協調する。 第四条 本法がいう石油製品とはガソリン、灯油、軽油、および国家の製品品質標準に合い、同様な用途を持つエタノール混合ガソリンとバイオディーゼルなどの代替燃料のことである。 第2章 石油製品経営の許可申請と受理 第五条 石油製品の卸売りと倉庫貯蔵の経営の資格を申請する企業は、所在地の省クラスの人民政府の商務主管部門に申請し、省クラスの人民政府の商務主管部門は審査した後に、一次審査意見および申請書類を商務部に報告し、商務部が石油製品の卸売りと倉庫貯蔵の経営の許可の可否を決定する。 第六条 石油製品の小売り経営に従事する資格を申請する企業は、所在地の市レベル(区を設置した市、以下同様)の人民政府の商務主管部門に申請をしなければならない。市レベルの人民政府の商務主管部門が	第二条 在中华人民共和国境内从事成品油批发、零售、仓储经营活动，应当遵守有关法律法规和本办法。 第三条 国家对成品油经营实行许可制度。 商务部负责起草成品油市场管理的法律法规，拟定部门规章并组织实施，依法对全国成品油市场进行监督管理。 省、自治区、直辖市及计划单列市人民政府商务主管部门（以下简称省级人民政府商务主管部门）负责制定本辖区内加油站和仓储行业发展规划，组织协调本辖区内成品油经营活动的监督管理。 第四条 本办法所称成品油是指汽油、煤油、柴油及其他符合国家产品质量标准、具有相同用途的乙醇汽油和生物柴油等替代燃料。 第二章 成品油经营许可的申请与受理 第五条 申请从事成品油批发、仓储经营资格的企业，应当向所在地省级人民政府商务主管部门提出申请，省级人民政府商务主管部门审查后，将初步审查意见及申请材料上报商务部，由商务部决定是否给予成品油批发、仓储经营许可。 第六条 申请从事成品油零售经营资格的企业，应当向所在地市级(设区的市,下同)人民政府商务主管部门提出申请。地市级人民政府商务主管部门审查后，将初步审查意见及申请材料报省级人民政府商务主管部门。由省级人
--	---

審査し、一次の審査意見と申請書類を省クラスの人民政府の商務主管部門に報告する。省クラスの人民政府の商務主管部門が石油製品に小売り経営の許可の可否を決定する。 第七条 石油製品の卸売り経営の資格を申請する企業は、下記の条件を有しなければならない。 (1) 長期・安定した石油製品の供給ルートを持つこと。 1. 国家の産業政策に合い、原油の一次加工能力が 100 万トン以上を持ち、国家の製品品質標準を満たしたガソリンと軽油の年間生産量が 50 万トン以上を持つ石油精製の企業であること。あるいは 2. 石油製品の輸入経営資格を持つ輸入企業であること。あるいは 3. 石油製品の卸売り経営資格を持つ、かつ石油製品の年間経営の数量が 20 万トン以上を持つ企業と 1 年以上、経営規模の適応した石油製品供給契約を締結した企業であること。あるいは 4. 石油製品の年間輸入量が 10 万トン以上の輸入企業と 1 年以上、経営規模の適応した石油製品の供給契約を締結した企業であること。 (2) 申請者は中国の企業法人の資格を持ち、登記資本が 3000 万の人民元以上であること。 (3) 申請者が中国の企業法人の支社組織である場合、その法人は石油製品の卸売り経営の資格を持たなければならない。 (4) 貯蔵量が 10000 立方メートル以上の石油製品のタンクを持つこと。石油タンクの建設は都市と農村の計画、石油タンクの配置の計画に合うこと。国土資源、企画・建設、安全の監視・管理、公安・消防、環境保護、気象、品質検査のなど部門の検査に通過すること。	民政府商务主管部门决定是否给予成品油零售经营许可。 第七条 申请成品油批发经营资格的企业，应当具备下列条件： (一) 具有长期、稳定的成品油供应渠道： 1. 拥有符合国家产业政策、原油一次加工能力 100 万吨以上、符合国家产品质量标准的汽油和柴油年生产量在 50 万吨以上的炼油企业，或者 2. 具有成品油进口经营资格的进口企业，或者 3. 与具有成品油批发经营资格且成品油年经营量在 20 万吨以上的企业签订 1 年以上的与其经营规模相适应的成品油供油协议，或者 4. 与成品油年进口量在 10 万吨以上的进口企业签订 1 年以上的与其经营规模相适应的成品油供油协议； (二) 申请主体应具有中国企业法人资格，且注册资本不低于 3000 万元人民币； (三) 申请主体是中国企业法人分支机构的，其法人应具有成品油批发经营资格； (四) 拥有库容不低于 10000 立方米的成品油油库，油库建设符合城乡规划、油库布局规划；并通过国土资源、规划建设、安全监管、公安消防、环境保护、气象、质检等部门的验收；
---	--

(5) 石油製品の受け入れ・積み下ろしのための輸送パイプラインあるいは鉄道の専用線あるいは道路輸送の車あるいは 1 万トン以上の石油製品の水運の埠頭などの施設を持つこと。 第八条 石油製品の小売り経営の資格を申請する企業は、下記の条件を有しなければならない。 (1) 現地の給油スタンドの業界の発展計画と関連技術規範の要求を満たすこと。 (2) 長期・安定した石油製品の供給ルートを持つこと。石油製品の卸売り経営資格を持つ企業と 3 年以上、経営規模に適応した石油製品の供給契約を締結すること。 (3) 給油スタンドの設計、施工は国家標準に合うこと。国土資源、企画・建設、安全の監視・管理、公安・消防、環境保護、気象、品質検査などの部門の検査を通過すること。 (4) 石油製品の検査、計量、貯蔵と運輸、消防、安全生産などの専門の技術者を持つこと。 (5) 船舶用石油製品を供給する経営に従事するための水上給油スタンド（船）と岸上給油スタンド（スポット）は、上述の規定以外、港、水上交通安全と水域污染防治などの関連規定を満たすこと。 (6) 農村に仕向け、軽油のみを販売する給油スポットは、省クラスの人民政府の商務主管部門は本法の規定に従って具体的な設置条件を定めることができる。 第九条 石油製品の倉庫貯蔵の経営資格を申請する企業は下記の条件を有しなければならない。	(五) 拥有接卸成品油的输送管道或铁路专用线或公路运输车辆或 1 万吨以上的成品油水运码头等设施。 第八条 申请成品油零售经营资格的企业，应当具备下列条件： (一) 符合当地加油站行业发展规划和相关技术规范要求； (二) 具有长期、稳定的成品油供应渠道，与具有成品油批发经营资格的企业签订 3 年以上的与其经营规模相适应的成品油供油协议； (三) 加油站的设计、施工符合相应的国家标准，并通过国土资源、规划建设、安全监管、公安消防、环境保护、气象、质检等部门的验收； (四) 具有成品油检验、计量、储运、消防、安全生产等专业技术人员； (五) 从事船用成品油供应经营的水上加油站（船）和岸基加油站（点），除符合上述规定外，还应当符合港口、水上交通安全和防止水域污染等有关规定； (六) 面向农村、只销售柴油的加油点，省级人民政府商务主管部门可根据本办法规定具体的设立条件。 第九条 申请成品油仓储经营资格的企业，应当具备下列条件：
--	--

(1) 貯蔵量が 10000 立方メートル以上の石油製品のタンクを持つこと。石油タンクの建設は都市と農村の計画、石油タンクの配置の計画に合うこと。国土资源、企画・建設、安全の監視・管理、公安・消防、環境保護、気象、品質検査などの部門の検査を通過すること。 (2) 申請者は中国の企業法人の資格を持ち、登記資本は 1000 万の人民元以上であること。 (3) 石油製品の受け入れ・積み下ろし用の輸送パイプラインあるいは鉄道の専用線あるいは道路輸送の車あるいは 1 万トン以上の石油製品の水運の埠頭などの施設を持つこと。 (4) 申請者は中国の企業法人の支社組織である場合、その法人は石油製品の倉庫貯蔵の経営資格を持つこと。 第十条 外資の石油製品の経営企業は、本法と国家の関連政策、外商投資法律、法規、規則の規定を遵守しなければならない。 同一の外国の投資家が中国国内で石油製品の小売りの経営に従事して 30 基以上の給油スタンド（投資で建設した給油スタンド、持ち株とレンタルの給油スタンドを含む）、複数の供給者から異なる種類とブランドの石油製品を販売した場合、外国側は 50% 以上の出資はできない。 第十一条 石油製品の経営資格を申請する企業は、下記の書類を提出しなければならない。 (1) 申請書類。 (2) 石油タンク、給油スタンド（スポット）と関連設備の財産権の証明書。国土资源、企画・建設、安全の監視・管理、公安・消防、環境保護、気象、品質検査などの部門	(一) 拥有库容不低于 10000 立方米的成品油油库，油库建设符合城乡规划、油库布局规划；并通过国土资源、规划建设、安全监管、公安消防、环境保护、气象、质检等部门的验收； (二) 申请主体应具有中国企业法人资格，且注册资本不低于 1000 万元人民币； (三) 拥有接卸成品油的输送管道或铁路专用线或公路运输车辆或 1 万吨以上的成品油水运码头等设施； (四) 申请主体是中国企业法人分支机构的，其法人应具有成品油仓储经营资格。 第十条 设立外商投资成品油经营企业，应当遵守本办法及国家有关政策、外商投资法律、法规、规章的规定。 同一外国投资者在中国境内从事成品油零售经营超过 30 座及以上加油站的（含投资建设加油站、控股和租赁站），销售来自多个供应商的不同种类和品牌的成品油的，不允许外方控股。 第十一条 申请成品油经营资格的企业，应当提交下列文件： (一) 申请文件； (二) 油库、加油站（点）及其配套设施的产权证明文件；国土资源、规划建设、安全监管、公安消防、环境保护、气象、质检等部门核发的油库、加油站（点）及其他设施的批
---	---

が交付した石油タンク、給油スタンド（スポット）、およびその他の施設の批准証明書と検査合格書類。 （3）工商部門が交付した「企業法人営業許可証」あるいは「企業名称事前批准通知書」。 （4）安全監督部門が交付した「危険化学品経営許可証」。 （5）外資企業の場合、さらに「中華人民共和國外国投資企業批准証明書」を提出しなければならない。 （6）審査機関が要求したその他の書類。 第十二条 石油製品の卸売り経営資格を申請する企業は、本法の第十一条が規定した書類以外に、長期・安定した石油製品の供給ルートを有する法律書類および関連書類を提出しなければならない。 第十三条 石油製品の小売り経営資格を申請する企業は、本法の第十一条が規定した書類以外、長期・安定した石油製品の供給ルートを持つ法律書類および関連書類と省クラスの人民政府の商務主管部門が交付した給油スタンド(スポット)の計画確認書類を提出しなければならない。 入札、オークション、「掛牌」（筆者注：一定期間内で入札条件を複数回で示すことが可能で、土地使用権を取得する方法の一つである）方式で給油スタンド（スポット）の土地使用権を取得した場合、省クラスの人民政府の商務主管部門が交付した、申請者に入札や競売を認めた書類、および国土資源部門が交付した国有土地使用権のオークション（入札、「掛牌」）「成約確認書」を提出しなければならない。 水上給油スタンド（船）はさらに水域監督部門が交付した「給油船経営条件審査意見書」を提供しなければならない。	准证书及验收合格文件； （三）工商部门核发的《企业法人营业执照》或《企业名称预先核准通知书》； （四）安全监管部门核发的《危险化学品经营许可证》； （五）外商投资企业还应提交《中华人民共和国外商投资企业批准证书》； （六）审核机关要求的其他文件。 第十二条 申请成品油批发经营资格的企业，除提交本办法第十一条规定的文件外，还应当提供具有长期、稳定成品油供应渠道的法律文件及相关材料。 第十三条 申请从事成品油零售经营资格的企业，除提交本办法第十一条规定的文件外，还应当提交具有长期、稳定成品油供应渠道的法律文件及相关材料以及省级人民政府商务主管部门核发的加油站(点)规划确认文件。 通过招标、拍卖、挂牌方式取得加油站(点)土地使用权的，还应提供省级人民政府商务主管部门同意申请人投标或竞买的预核准文件及国土资源部门核发的国有土地使用权拍卖(招标、挂牌)《成交确认书》。 水上加油站（船）还需提供水域监管部门签署的《加油船经营条件审核意见书》。
--	--

第十四条 石油製品の倉庫貯蔵に従事する経営資格を申請する企業は、本法の第十一条が規定した書類以外、省クラスの人民政府の商務主管部門が交付した石油タンク計画確認書を提出しなければならない。 入札、オークション、「掛牌」の方式で石油タンクの土地使用権を取得した場合、さらに省クラスの人民政府の商務主管部門が交付した、申請者に入札や競売を認めた書類、および国土資源部門が交付した国有土地使用権のオークション（入札、「掛牌」）「成約確認書」を提出しなければならない。 第 15 条 商務主管部門は公務場所において石油製品経営の許可申請の条件、プロセス、期限、および必要な書類リストと統一した申請書を公示しなければならない。 第 16 条 申請を受け取った商務主管部門は申請書類が不十分または不備と判断した場合、申請の日から 5 業務日以内ですべての必要補正内容を 1 回で通知しなければならない。期限を過ぎて通知しない場合、申請資料を受け取った日から受理したとみなす。 第 17 条 商務主管部門は申請者の書類が揃い、法定形式に合い、および申請者が要求に基づいて不足・不備の申請書類を補正した時、申請を受理しなければならない。 商務主管部門は許可申請を受理した場合、当行政機関の専用印章を捺印し、日付を明記した書面の書類を交付しなければならない。 許可申請を受理しない場合、当行政機関の専用の印章を捺印し、不受理理由、日付を明記した書面の書類を交付するとともに、法律に基づいて申請者が行政再議を申請する、あるいは行政訴訟を起す権利があることを申請人に知らせなければならな	第十四条 申请从事成品油仓储经营资格的企业，除提交本办法第十一条规定的文件外，还应当提交省级人民政府商务主管部门核发的油库规划确认文件。 通过招标、拍卖、挂牌方式取得油库土地使用权的，还应提供省级人民政府商务主管部门出具的同意申请人投标或竞买的预核准文件及国土资源部门核发的国有土地使用权拍卖（招标、挂牌）《成交确认书》。 第十五条 商务主管部门应当在办公场所公示成品油经营许可申请的条件、程序、期限以及需提交的材料目录和申请书规范文本。 第十六条 接受申请的商务主管部门认为申请材料不齐全或者不符合规定的，应当在收到申请之日起 5 个工作日内一次告知申请人所需补正的全部内容。逾期不告知的，自收到申请材料之日起即为受理。 第十七条 商务主管部门在申请人申请材料齐全、符合法定形式，或者申请人按照要求提交全部补正申请材料时，应当受理成品油经营许可申请。 商务主管部门受理成品油经营许可申请，应当出具加盖本行政机关专用印章和注明日期的书面凭证。 不受理成品油经营许可申请，应当出具加盖本行政机关专用印章、说明不受理理由和注明日期的书面凭证，并告知申请人享有依法申请行政复议或者提起行政诉讼的权利。
--	--

い。 第 18 条 申請を受理した商務主管部門は申請者が提出する材料を厳正に審査し、処理の意見を提出する。上級の商務主管部門に審査の必要がある場合、一次の審査意見と申請書類を上級の商務主管部門に報告しなければならない。 第 3 章 石油製品の経営許可審査のプロセスと期限 第 19 条 省クラスの人民政府の商務主管部門が石油製品の卸売り、倉庫貯蔵経営資格の申請を受け取った後、20 業務日以内に審査を完了し、一次の審査意見と申請書類を商務部を報告しなければならない。 商務部は省クラスの人民政府の商務主管部門の報告書類を受け取った後、20 業務日以内に審査を完了する。本法の第七条が定めた条件を満たした場合、石油製品卸売り経営許可を与え、「石油製品卸売り経営批准証書」を交付する。本法の第九条が定めた条件を満たした場合、石油製品倉庫貯蔵経営許可を与え、「石油製品倉庫貯蔵経営批准証書」を交付する。条件を満たしていない場合、不許可の決定と理由を書面で申請者に知らせる。 第 20 条 地方市レベルの人民政府の商務主管部門が石油製品小売経営許可の申請を受け取った後、20 業務日以内に審査を完成し、一次の審査意見と申請書類を省クラスに人民政府の商務主管部門を報告しなければならない。 省クラスの人民政府の商務主管部門は地方市レベルの人民政府の商務主管部門の報告書類を受け取った後、20 業務日以内に審査を完成する。本法の第八条が定めた条件を満たした場合、石油製品小売り経営許可を与え、「石油製品小売り経営批准証書」を交付する。条件を満たしていない場合、不	第十八条 受理申請の商务主管部门应当对申请人提交的材料认真审核，提出处理意见。需报上级商务主管部门审核的，将初步审查意见及申请材料报上级商务主管部门。 第三章 成品油经营许可证审查的程序与期限 第十九条 省级人民政府商务主管部门收到成品油批发、仓储经营资格申请后，应当在 20 个工作日内完成审查，并将初步审查意见及申请材料上报商务部。 商务部自收到省级人民政府商务主管部门上报的材料之日起，20 个工作日内完成审核。对符合本办法第七条规定条件的，应当给予成品油批发经营许可，并颁发《成品油批发经营批准证书》；对符合本办法第九条规定条件的，应当给予成品油仓储经营许可，并颁发《成品油仓储经营批准证书》；对不符合条件的，将不予许可的决定及理由书面通知申请人。 第二十条 地市级人民政府商务主管部门收到成品油零售经营资格申请后，应当在 20 个工作日内完成审查，并将初步审查意见及申请材料上报省级人民政府商务主管部门。 省级人民政府商务主管部门自收到地市级人民政府商务主管部门上报的材料之日起，20 个工作日内完成审核。对符合本办法第八条规定条件的，应当给予成品油零售经营许可，并颁发《成品油零售经营批准证书》；对不符合条件的，将不予许可的决定及理由书面通知申请人。
---	--

許可の決定と理由を書面で申請者に知らせる。 第二十一条 石油製品の卸売りは、倉庫貯蔵の経営の企業は、石油タンクなどの貯蔵設備を新設、移転、拡張する場合、都市と農村の計画、石油タンクの配置の計画を満たさなければならない、省クラスの人民政府の商務主管部門が交付した石油タンク計画確認書類を取得し、関連部門の審査手続きを完了した後、商務部に報告・登録しなければならない。 石油製品小売経営企業が給油スタンド（スポット）などの施設を移転、拡張する場合、都市と農村の計画、給油スタンドの業界の発展計画を満たさなければならない、省クラスの人民政府の商務主管部門が交付した給油スタンド（スポット）計画確認文書を取得し、関連部門の審査手続きを完了した後、省クラスの人民政府の商務主管部門に報告・登録しなければならない。 第 22 条 国有土地使用权を入札、オークション、「掛牌」などの方式で取得した上、経営事業者を決める新設給油スタンドプロジェクトに関しては、入札公募者、オークション委託者は省クラスの人民政府の商務主管部門が交付した入札、オークションの標的物件の確認書類を取得した上で入札と競売活動を組織しなければならない。入札の申請者と競売者は省クラスの人民政府の商務主管部門の同意を得るとともにあらかじめ批准文書を取得してから入札、競売に参加しなければならない。 第 23 条 外資企業の設立、経営内容の変更、または中国国内の企業を買収・合併する際、石油製品経営の業務と関連した場合、省クラスの人民政府の商務主管部門に申請しなければならない。省クラスの人民政府の商務主管部門はすべての申請書類を受け取った後 1 ヶ月以内に審査を完成し、一次の審査意見と申請書類を商務部に報告す	第二十一条 成品油批发、仓储经营企业进行新建、迁建、扩建油库等仓储设施，须符合城乡规划、油库布局规划，在取得省级人民政府商务主管部门核发的油库规划确认文件，并办理相关部门验收手续后，报商务部备案。 成品油零售经营企业迁建、扩建加油站（点）等设施，须符合城乡规划、加油站行业发展规划，在取得省级人民政府商务主管部门核发的加油站（点）规划确认文件，并办理相关部门验收手续后，报省级人民政府商务主管部门备案。 第二十二条 采取国有土地使用权招标、拍卖、挂牌等方式确定经营单位的新建加油站项目，招标方、拍卖委托人等单位应取得所在地省级人民政府商务主管部门关于招标、拍卖标的物的规划确认文件，方可组织招标、拍卖活动；投标申请人和竞买人应当经省级人民政府商务主管部门同意并取得预核准文件后，方可参加投标、竞买。 第二十三条 外商投资企业设立、增加经营范围或外商并购境内企业涉及成品油经营业务的，应当向省级人民政府商务主管部门提出申请，省级人民政府商务主管部门应当自收到全部申请文件之日起 1 个月内完成审查，并将初步审查意见及申请材料上报商务部，商务部在收到全部申请文件之日起 3 个月内作出是否批准的决定。
--	--

る。商務部はすべての書類を受け取った日から 3 ヶ月以内に批准の可否を決定する。 外資企業が商務部の審査・許可で設立、買収・合併、または経営範囲を拡大した後、本法が定めた関連規定に従って石油製品の経営資格を申請する。 第 24 条 省クラスの人民政府の商務主管部門は石油製品の小売り企業に批准文書を 10 業務日以内に商務部に報告・登録するとともに、石油製品小売企業の基本情報を石油製品市場情報管理システムの企業データベースに入力しなければならない。 第 25 条 申請者が提出した石油製品経営の申請に対して、申請を受け取った商務主管部門が公聴会を開く必要があると判断した場合、社会に公示した上で、公聴会を開かなければならない。 第 26 条 石油製品経営企業が石油製品経営の支社を設立する場合、本法の規定に従って、別途申請の手続きをしなければならない。 第 4 章 石油製品経営批准証書の交付と変更 第 27 条 石油製品経営批准証書は商務部が統一して印刷する。「石油製品卸売り経営批准証書」、「石油製品倉庫貯蔵経営批准証書」は商務部が交付する。「石油製品小売り経営批准証書」は省クラスの人民政府の商務主管部門が交付する。 第 28 条 石油製品卸売り、倉庫貯蔵の経営企業が「石油製品卸売り経営批准証書」あるいは「石油製品倉庫貯蔵経営批准証書」の記載事項の変更を求める場合、省クラスの人民政府の商務主管部門に申請を提出する。省クラスの人民政府の商務主管部門は一次審査合格後、商務部に審査・批准を申請する。引き続き石油製品卸売りあるいは	外商投资企业经商务部核准设立、并购或增加经营范围后，按本办法有关规定申请成品油经营资格。 第二十四条 省级人民政府商务主管部门应当将成品油零售经营企业的批复文件，于 10 个工作日内报商务部备案，同时将成品油零售经营企业基本情况纳入成品油市场管理信息系统企业数据库。 第二十五条 对申请人提出的成品油经营许可申请，接受申请的商务主管部门认为需要举行听证的，应当向社会公告并举行听证。 第二十六条 成品油经营企业设立经营成品油的分支机构，应按照本办法规定，另行办理申请手续。 第四章 成品油经营批准证书的颁发与变更 第二十七条 成品油经营批准证书由商务部统一印制。《成品油批发经营批准证书》、《成品油仓储经营批准证书》由商务部颁发；《成品油零售经营批准证书》由省级人民政府商务主管部门颁发。 第二十八条 成品油批发、仓储经营企业要求变更《成品油批发经营批准证书》或《成品油仓储经营批准证书》事项的，向省级人民政府商务主管部门提出申请。省级人民政府商务主管部门初审合格后，报请商务部审核。对具备继续从事成品油批发或仓储经营条件的，由商务部换发变更的《成品油批发经营批准证书》或《成品油仓储经营批准证书》。
---	--

倉庫貯蔵に従事する条件を持つ場合、商務部は「石油製品卸売り経営批准証書」あるいは「石油製品倉庫貯蔵経営批准証書」を変更・交換する。 石油製品小売り経営の企業は「石油製品売り経営批准証書」の記載事項の変更を求める場合、地方市レベルの人民政府の商務主管部門に申請を提出する。地方市レベルの人民政府の商務主管部門は一次審査合格の後、省クラスの人民政府の商務主管部門に審査・批准を申請する。引き続き石油製品小売経営の条件を満たしている場合、省クラスの人民政府の商務主管部門が「石油製品小売経営批准証書」を変更・交換する。 第 29 条 石油製品経営企業が石油製品経営批准証書の記載事項の変更を求める場合、下記の書類を申請部門に提出しなければならない。 経営企業の投資主体の変更がなく、企業名称の変更である場合、工商行政管理部門が交付した「企業名称事前批准通知書」あるいは船籍の管理部門が交付する船舶名称変更証明を提供しなければならない。法定の代表人の変更である場合、就任証明書と新しい法定の代表人の身分証明を提出しなければならない。石油タンクと給油スタンドの移転を伴わない経営住所の変更である場合、経営場所の合法的使用権の証明書を提出しなければならない。 投資主体の変更が発生した場合、旧経営事業者は関連の資格の抹消手続きをし、新経営事業者は関連の資格を新たに申請しなければならない。 第 5 章 監督・管理 第 30 条 各級の人民政府の商務主管部門は管轄区域の石油市場に対する監督・検査を強化し、石油経営企業の法律違反・法規違反の行為を迅速に調査・処分しなければ	成品油零售经营企业要求变更《成品油零售经营批准证书》事项的，向地市级人民政府商务主管部门提出申请，经地市级人民政府商务主管部门初审合格后，报省级人民政府商务主管部门审核。对具备继续从事成品油零售经营条件的，由省级人民政府商务主管部门换发变更的《成品油零售经营批准证书》。 第二十九条 成品油经营企业要求变更成品油经营批准证书有关事项的，应向申请部门提交下列文件： 经营单位投资主体未发生变化的，属企业名称变更的，应当提供工商行政管理部门出具的《企业名称预先核准通知书》或船籍管理部门的船舶名称变更证明；属法定代表人变更的，应附任职证明和新的法定代表人身份证明；不涉及油库和加油站迁移的经营地址变更，应提供经营场所合法使用权证明。 经营单位投资主体发生变化的，原经营单位应办理相应经营资格的注销手续，新经营单位应重新申办成品油经营资格。 第五章 监督管理 第三十条 各级人民政府商务主管部门应当加强对本辖区成品油市场的监督检查，及时对成品油经营企业的违法违规行为进行查处。
---	--

ばならない。 第 31 条 省クラスの人民政府の商務主管部門は本法に従って、関連部門を組織して石油製品経営資格のある企業に対して毎年石油製品経営資格の検査を行い、検査結果を商務部に報告しなければならない。 年度検査で合格しなかった石油製品経営企業は、商務部および省クラスの人民政府商務主管部門の期間内の改善命令で整頓・改善しなければならない。整頓・改善でも不合格の場合、証書を交付した機関が石油製品経営資格を取り消す。 第 32 条 石油製品経営企業の年度検査の主要な内容は以下である。 (1) 石油製品の供給契約の締結、施行状況。 (2) 前年度の企業の石油製品の経営状況。 (3) 石油製品経営企業と基礎施設が本法と関連技術規範の要求に合うかどうか。 (4) 品質、計量、消防、安全、環境保護などの面における状況。 第 33 条 石油製品経営企業が休業または経営終了する場合、証書を交付した機関にて石油製品経営資格の一時停止または抹消手続きを行う。石油製品の卸売りと倉庫貯蔵経営企業の休業時間は 18 ヶ月を上回ってはならず、石油製品の小売経営企業の休業時間は 6 ヶ月を上回ってはならない。無断で休業手続きをせず、または休業・経営停止が規定時間を上回る場合、証書を発行した石油製品経営許可を取り消し、石油製品経営許可を抹消し、関係部門に通知する。 都市計画調整のため、道路拡大などの原因で移転が必要な石油製品小売企業は、企業の所在地の省クラスの人民政府の商務主	第三十一条 省级人民政府商务主管部门应当依据本办法，每年组织有关部门对从事成品油经营的企业进行成品油经营资格年度检查，并将检查结果报商务部。 年度检查中不合格的成品油经营企业，商务部及省级人民政府商务主管部门应当责令其限期整改；经整改仍不合格的企业，由发证机关撤销其成品油经营资格。 第三十二条 成品油经营企业年度检查的主要内容是： (一) 成品油供油协议的签订、执行情况； (二) 上年度企业成品油经营状况； (三) 成品油经营企业及其基础设施是否符合本办法及有关技术规范要求； (四) 质量、计量、消防、安全、环保等方面情况。 第三十三条 成品油经营企业歇业或终止经营的，应当到发证机关办理经营资格暂停或注销手续。成品油批发和仓储企业停歇业不应超过 18 个月，成品油零售经营企业停歇业不应超过 6 个月。无故不办理停歇业手续或停歇业超过规定期限的，由发证机关撤销其成品油经营许可，注销成品油经营批准证书，并通知有关部门。 对因城市规划调整、道路拓宽等原因需拆迁的成品油零售企业，经企业所在地省级人民政府商务主管部门同意，可适当延长歇业时间。
---	--

管部門の同意を得て、適切に休業時間を延長できる。 第 34 条 各級の人民政府の商務主管部門は石油製品の経営許可と市場の監督・管理を実施する際、費用を徴収してはならない。 第 35 条 商務部と省クラスの人民政府の商務主管部門は石油製品経営資格の企業の名簿、変更、取り消し状況を公示しなければならない。 第 36 条 石油製品経営批准証書を偽造、塗り替え、売買、賃貸、貸し出し、あるいはいかなるその他の形で譲ってはならない。 すでに変更または抹消された石油製品経営批准証書は交付機関に返上し、その他のいかなる部門と個人は保管してはならない。 第 37 条 石油製品の特定需要家の特定用途の石油製品は、国家が規定した使用量、用途および範囲で使用し、系統外に販売してはならない。 第 38 条 石油製品経営企業は法律に基づいて経営しなければならない、下記の行為を禁止する。 (1) 資格証書無しで経営した場合、営業許可書なしで経営した場合、資格証書と営業許可書が一致しない場合、経営範囲を超えた場合。 (2) 給油スタンドは給油機などの計量器具を使用せぬ給油、あるいは規定を違反した使用方法で税控除装置を使用する行為。 (3) 未検定あるいは検定期間超過あるいは爆発防止要求を満たさない給油機の使用、無断で給油機の改造あるいはその他の手段で給油量を減少させる行為。	第三十四条 各级人民政府商务主管部门实施成品油经营许可及市场监督管理，不得收取费用。 第三十五条 商务部和省级人民政府商务主管部门应当将取得成品油经营资格的企业名单以及变更、撤销情况进行公示。 第三十六条 成品油经营批准证书不得伪造、涂改，不得买卖、出租、转借或者以任何其他形式转让。 已变更或注销的成品油经营批准证书应交回发证机关，其他任何单位和个人不得私自收存。 第三十七条 成品油专项用户的专项用油，应当按照国家规定的用量、用项及供应范围使用，不得对系统外销售。 第三十八条 成品油经营企业应当依法经营，禁止下列行为： (一) 无证无照、证照不符或超范围经营； (二) 加油站不使用加油机等计量器具加油或不按照规定使用税控装置； (三) 使用未经检定或超过检定周期或不符合防爆要求的加油机，擅自改动加油机或利用其他手段克扣油量；
--	--

(4) 雑物・偽物を混入すること。偽物を本物に、不良品を優良品に偽ること。 (5) 国家が認めていない、または品質基準を満たしていない石油製品を販売する行為。 (6) 密輸あるいは不法に精製した石油製品を取り扱う行為。 (7) 価格の法律・法規を違反し、油価を吊り上げ、または安価でダンピングすること。 (8) 国家の法律・法規で禁止したその他の経営行為。 第 39 条 石油製品の小売企業は石油製品卸売り経営資格を持つ企業から石油製品を購入しなければならない。 石油製品の小売企業は石油製品卸売り経営資格を持たない企業の石油製品を販売してはならない。 石油製品倉庫貯蔵企業は他の企業の石油製品を貯蔵するのに当たり、石油製品のソースの合法性と委託元の合法証書をチェックしなければならない。 石油製品卸売り企業は石油製品経営資格を持たない企業に経営用の石油製品を販売してはならない。 第 40 条 下記の条項に 1 つでも該当する場合、石油製品経営許可を与えた商務主管部門あるいは 1 級上の商務主管部門が、利害関係者の申し出で、あるいは職権を利用して、石油製品の経営許可を取り消す。 (1) 資格を持っていない、あるいは法定条件を満たしていない申請者に許可を与えた場合。	(四) 掺杂掺假、以假充真、以次充好； (五) 销售国家明令淘汰或质量不合格的成品油； (六) 经营走私或非法炼制的成品油； (七) 违反国家价格法律、法规，哄抬油价或低价倾销； (八) 国家法律法规禁止的其他经营行为。 第三十九条 成品油零售企业应当从具有成品油批发经营资格的企业购进成品油。 成品油零售企业不得为不具有成品油批发经营资格的企业代销成品油。 成品油仓储企业为其他单位代储成品油，应当验证成品油的合法来源及委托人的合法证明。 成品油批发企业不得向不具有成品油经营资格的企业销售用于经营用途的成品油。 第四十条 有下列情况之一的，作出成品油经营许可决定的商务主管部门或者上一级商务主管部门，根据利害关系人的请求或依据职权，应当撤销成品油经营许可决定： (一) 对不具备资格或者不符合法定条件的申请人作出准予许可决定的；
--	---

(2) 法定の職権を越えて批准許可を与えた場合。 (3) 石油製品経営企業が本法の第七条、第八条、第九条が定めた条件を満たしていない場合。 (4) 年度検査に未参加あるいは不合格の場合。 (5)、詐欺や賄賂などで非正当な手段で経営許可を得た場合。 (6) 関連事実を隠蔽、偽りの書類を提供、あるいはその経営活動を反映する真実の書類の提供を拒否した場合。 (7) 上記以外、法律に基いて行政許可を取り消さなければならない場合。	(二) 超越法定职权作出准予许可决定的； (三) 成品油经营企业不再具备本办法第七条、第八条、第九条相应规定条件的； (四) 未参加或未通过年检的； (五) 以欺骗、贿赂等不正当手段取得经营许可的； (六) 隐瞒有关情况、提供虚假材料或者拒绝提供反映其经营活动真实材料的； (七) 依法应当撤销行政许可的其他情形。
第 6 章 法律の責任 第 41 条 商務主管部門と職員が本法の決定を違反し、下記の項目の 1 つに当たった場合、その上級の行政機関あるいは監察機関が業務改正を行わせる。違反が深刻な場合、主管の直接責任者とその他の直接責任者を行政処分する。 (1) 法定の条件を満たした申請を受理しない場合。 (2) 申請者に、不受理の理由、または不許可の理由を説明しない場合。 (3) 条件を満たしていない申請者に許可を与え、または法定の職権を越えて許可を与えた場合。 (4) 法定の条件を満たした申請者に許可を与えない、または正当な理由がなく法定期限内で許可を与えない場合。 (5) 法律に基いて監督の職責あるいは監督	第六章 法律责任 第四十一条 商务主管部门及其工作人员违反本办法规定，有下列情形之一的，由其上级行政机关或监察机关责令改正；情节严重的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员给予行政处分： (一) 对符合法定条件的申请不予受理的； (二) 未向申请人说明不受理申请或者不予许可理由的； (三) 对不符合条件的申请者予以许可或者超越法定职权作出许可的； (四) 对符合法定条件的申请者不予批准或无正当理由不在法定期限内作出批准决定的； (五) 不依法履行监督职责或监督不力，

の履行が不十分で、深刻な結果を引き起こした場合。 第 42 条 商務主管部門は石油製品經營許可を実施する過程で、無断で費用を徴収した場合、その上級の行政機関あるいは監察機關が徴収した費用を返却させ、主管担当者と直接の責任者を行政処分する。 第 43 条 石油製品經營企業は下記の行為の 1 つがあった場合、法律・法規に具体的な規定がある場合にはそれらの規定に従い、法律・法規に規定がない場合には、商務部が状況の深刻度に基づいて警告、業務停止整頓令、あるいは違法行為で得られた利益の 3 倍以下あるいは 30000 元以下の罰金の処罰を与える。 (1) 石油製品經營批准証書を塗り替え、転売、賃貸、貸し出し、またはその他のあらゆるの形で譲る場合。 (2) 石油製品の特定期間家が規定を違反し、無断で特定用途の石油製品を系統外に販売した場合。 (3) 本法の規定とプロセスを違反し、無断で給油スタンドあるいは石油タンクを新設、移転、拡張した場合。 (4) 雑物・偽物を混入、偽物を本物に、不良品を優良品に偽ることなどの手段で石油製品を販売した場合、あるいは国家が明記で淘汰・販売禁止された石油製品を販売した場合。 (5) 密輸の石油製品を販売した場合。 (6) 無断で給油機の改造あるいはその他の手段で給油量を減少させた場合。 (7) 石油製品卸売り企業が石油製品經營資格を持たない企業に經營用の石油製品を販売した場合。	造成严重后果的。 第四十二条 商务主管部门在实施成品油经营许可过程中，擅自收费的，由其上级行政机关或监察机关责令退还非法收取的费用，并对主管人员和直接责任人员给予行政处分。 第四十三条 成品油经营企业有下列行为之一的，法律、法规有具体规定的，从其规定；如法律、法规未做规定的，由所在地县级以上人民政府商务主管部门视情节依法给予警告、责令停业整顿、处违法所得 3 倍以下或 30000 元以下罚款处罚： (一) 涂改、倒卖、出租、出借或者以其他形式非法转让成品油经营批准证书的； (二) 成品油专项用户违反规定，擅自将专项用油对系统外销售的； (三) 违反本办法规定的条件和程序，未经许可擅自新建、迁建和扩建加油站或油库的； (四) 采取掺杂掺假、以假充真、以次充好或者以不合格产品冒充合格产品等手段销售成品油，或者销售国家明令淘汰并禁止销售的成品油的； (五) 销售走私成品油的； (六) 擅自改动加油机或利用其他手段克扣油量的； (七) 成品油批发企业向不具有成品油经营资格的企业销售用于经营用途成品油的；
--	--

(8) 石油製品の小売企業が石油製品卸売り経営資格を持たない企業から石油製品を購入した場合。 (9) 経営範囲を越えて経営活動を行った場合。 (10) 関連技術規範の要求を違反した場合。 (11) 法律、法規、規則が規定した、他の違反行為があった場合。 第 44 条 石油製品経営に従事する経営資格の申請者は下記の行為の 1 つがあった場合、商務主管部門は不受理または不許可の決定とともに、警告を与える。申請者は 1 年以内に石油経営許可の再申請してはならない。 (1) 真実を隠した場合。 (2) 偽りの書類を提供した場合。 (3) 関連政策と申請プロセスを違反し、状況が深刻な場合。 第 45 条 すでに省クラス以上の商務主管部門が交付した石油製品経営批准証書を取得しているが、本法の第七条、第八条、第九条が規定した条件を満たしていない企業は、石油製品卸売りと倉庫貯蔵企業の場合、本法が公表・実施されてから 18 ヶ月以内、石油製品小売企業の場合 6 ヶ月以内で整顿・改善を行う。期間満了後でも条件を満たしていない石油製品経営企業に対して、行政許可機関は石油製品経営許可を取り消し、石油製品経営批准証書を抹消する。 第 7 章 付則 第 46 条 本法が公布される前に、法律に基いて批准を受け、国家の政策に合う石油精製企業は本法が定めた規定に従って「石	(八) 成品油零售企业从不具有成品油批发经营资格的企业购进成品油的; (九) 超越经营范围进行经营活动的; (十) 违反有关技术规范要求的; (十一) 法律、法规、规章规定的其他违法行为。 第四十四条 企业申请从事成品油经营有下列行为之一的, 商务主管部门应当作出不予受理或者不予许可的决定, 并给予警告; 申请人在一年内不得为同一事项再次申请成品油经营许可。 (一) 隐瞒真实情况的; (二) 提供虚假材料的; (三) 违反有关政策和申请程序, 情节严重的。 第四十五条 已取得省级以上商务主管部门颁发的成品油经营批准证书但尚不符合本办法第七条、第八条、第九条规定条件的企业, 成品油批发和仓储企业应于本办法公布实施之日起 18 个月内、成品油零售企业应于 6 个月内进行整改; 对于期满尚不符合条件的成品油经营企业, 由行政许可机关撤销成品油经营许可, 注销成品油经营批准证书。 第七章 附则 第四十六条 本办法颁布前, 原有经依法批准的、符合国家政策的炼油企业按本办法规定申领《成品油批发经营批准证书》。
--	---

油製品経営批准証書」を再申請・受領する。 第 47 条本法の解釈は商務部の責任で行う。 第 48 条 本法は 2007 年 1 月 1 日から施行して、「石油製品市場管理暫定法」を同時に廃止する。	第四十七条 本办法由商务部负责解释。 第四十八条 本办法自 2007 年 1 月 1 日起施行，《成品油市场管理暂行办法》同时废止。
---	--

お問い合わせ：report@tky.ieej.or.jp